

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 災害対策について  (1) 国道の抜本的な防災対策について  平成28年台風第10号（以下「台風第10号」という。）をはじめ、これまでの災害対応につきましては、関係機関と緊密に連携を図りながら全力で取り組みを進めています。  つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>（1）国道の抜本的な防災対策について  急激な河川の増水により一部区間が崩壊するなど、市内各所で道路が寸断され、地域の安全、経済に多大な影響を与えました。  つきましては、一般国道45号、宮古盛岡横断道路及び一般国道340号の「復興道路」及び「復興支援道路」は、災害に強い道路ネットワークを目指しておりますので、台風第10号の被害状況も勘案しながら、早期完成に向け、必要な予算の確保について、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>一般国道45号をはじめとする復興道路等について、国の「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進め、早期に全線完成するとともに、これらに必要な予算を復興事業が完了するまでの間、確実に措置するよう国に対し要望しています。</p> <p>また、宮古盛岡横断道路及び340号については、東日本大震災津波発災後、県の復興計画において「復興道路、復興支援道路」にそれぞれ位置付け、災害に強い道路ネットワークを目指し、交通あい路の解消や、法面防災対策、橋梁耐震補強を推進しており、復興事業として早期完成に努めていきます。</p> <p>復旧・復興事業に必要な予算についても、平成27年6月に決定された「平成28年度以降の復旧・復興事業について」に基づいて、復興に必要な予算が確実に措置されるよう国に要望していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B：1
<p>1 災害対策について  (2) 宮古盛岡横断道路の整備について  平成28年台風第10号（以下「台風第10号」という。）をはじめ、これまでの災害対応につきましては、関係機関と緊密に連携を図りながら全力で取り組みを進めています。  つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>（2）宮古盛岡横断道路の整備について  宮古盛岡横断道路の①田鎖ICから(仮称)下茂市橋間については、整備計画がなく、閉伊川沿いを縫うように走る現道を利用することとなっています。  この区間の道路は、台風第10号による急激な河川の増水により一部区間が崩壊するなど、道路が寸断され、地域の安全、経済に多大な影響を与えました。  計画路線全線の高規格化と防災機能の強化が図られるよう、台風第10号の被害状況を踏まえ、災害に強い「命の道」として整備していただくよう要望します。</p>	<p>一般国道106号については、宮古盛岡横断道路として、現在、国直轄により4工区で規格の高い道路の整備が進められております。</p> <p>①田鎖ICから(仮称)下茂市橋間については、平成28年台風第10号による被災箇所の被災原因等を踏まえながら、全線の高規格化と、防災機能の強化に向けた調査を推進するよう、6月の政府予算に係る提言・要望において国に対して強く働きかけているところ です。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 災害対策について  (3)河川の適切な維持管理について  平成28年台風第10号（以下「台風第10号」という。）をはじめ、これまでの災害対応につきましては、関係機関と緊密に連携を図りながら全力で取り組みを進めています。  つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。  （3）河川の適切な維持管理について  近年、地球温暖化が原因と思われる豪雨災害が多発している状況において、河川の決壊や氾濫等の災害防止のため、計画的な堆積土砂の浚渫等による河川管理が必要ですが、平成28年台風第10号による被災状況を踏まえ、河川流下能力の向上につながるよう抜本的な強化を要望します。  砂防堰堤についても、砂防施設点検結果を踏まえた、適切な維持管理を行うよう要望します。  また、河川水門施設に係る老朽化調査を実施し、改良、改修が必要な施設については、必要な予算を措置し早急な対応に努めていただくとともに、河川水門操作者の安全確保として、スルース型水門の自動開閉型への改良を要望します。</p>	<p>【河川課】  ◆河川の維持管理については、「河道掘削・立ち木伐採の年次計画」等に基づき、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から順次対策を進めているところであり、昨年度は閉伊川、長沢川、近内川等において、支障木伐採や堆積土砂の撤去を行ったところです。  今年度は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、閉伊川及び津軽石川において河道掘削等を実施し、河川流下能力の向上を図る計画です。  今後も河川パトロール等により管内の状況を把握し、必要に応じて支障木伐採や堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めていきます。(A)  【砂防災害課】  ◆砂防堰堤の維持管理については、毎年実施している砂防施設点検結果に基づき対策を進めており、今年度は長沢川の長沢砂防堰堤において修繕工事を実施しています。  引き続き、砂防施設点検等により施設の状況を把握し、修繕等を行うとともに、現在策定を進めている長寿命化計画も踏まえ、適切な維持管理に努めていきます。(A)  【河川課】  ◆河川水門については、定期的にも実施している水門施設点検の結果を踏まえ、自動開閉型への導入を含めた改良等の対応を検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A：2 B：1
<p>1 災害対策について  (4)砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進について  平成28年台風第10号（以下「台風第10号」という。）をはじめ、これまでの災害対応につきましては、関係機関と緊密に連携を図りながら全力で取り組みを進めています。  つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。  （4）砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進について  台風第10号では、斜面崩落の発生により家屋等に多大な被害がありました。  つきましては、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業について、一層の整備促進を要望します。  事業着手した高浜の沢については早期完了を、その他上根井沢、上の沢については、早期事業化を要望します。</p>	<p>高浜の沢については、今年度新規事業として着手し、現在、詳細設計等を進めているところであり、引き続き、早期完成に向けて事業を推進していきます。(A)  また、上根井沢、上の沢については、要配慮者利用施設や公共施設のある箇所、被害履歴のある箇所、現地の荒廃状況や保全対象などの観点に立ち、県全体の優先度を考慮しながら検討していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A：1 C：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 災害対策について  (5) 浸水対策事業の推進について  平成28年台風第10号（以下「台風第10号」という。）をはじめ、これまでの災害対応につきましては、関係機関と緊密に連携を図りながら全力で取り組みを進めています。  つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。  （5）浸水対策事業の推進について  当市では、台風第10号での災害を踏まえた浸水対策基本調査を実施し、調査結果に基づき事業の実施方針について検討しているところです。  浸水対策事業に係る社会資本整備総合交付金等の財政支援について、国に働きかけるよう引き続き要望します。</p>	<p>貴市が実施している浸水対策基本調査において、今後示される具体的対応案について、社会資本整備総合交付金等の制度の対象の可否を勘案し、国へ働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1
<p>1 災害対策について  (6) 水位周知河川及び水防警報河川の追加指定について  平成28年台風第10号（以下「台風第10号」という。）をはじめ、これまでの災害対応につきましては、関係機関と緊密に連携を図りながら全力で取り組みを進めています。  つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。  （6）水位周知河川及び水防警報河川の追加指定について  台風第10号の際には、水位周知河川及び水防警報河川に指定されていない河川周辺の住民に対しても避難勧告等を発令しましたが、水位情報等の判断材料がないことから発令のタイミングの事前検討に苦慮しました。  このことから、今後の適切な避難勧告等の実施のため、岩手県管理河川に対する水位周知河川及び水防警報河川の追加指定が必要です。  現在、閉伊川は小国川合流点の上流及び刈屋川合流点から花輪橋までの間が未指定区間であり、当該未指定区間においても避難勧告等の対象となる民家等があります。  つきましては、これらに係る水位周知河川の早期指定を要望します。  また、新たに危機管理型水位計が設置された河川に係る水防警報河川の早急な追加指定を要望します。</p>	<p>県では、水位周知河川の指定について、平成29年12月に国、県、市町村で構成する減災対策協議会において策定した2021年度までの5カ年の計画により、指定の拡大に取り組んでいるところです。  閉伊川を含む県管理河川の未指定区間については、その区間における人口・資産の状況や浸水被害の状況、防災拠点（役場等）の状況等を勘案し、2022年度以降の計画を検討する中で、減災対策協議会等において貴市と調整を図りながら、検討していきます。(C)  また、今年5月に新たに危機管理型水位計の運用を開始した閉伊川など15河川における水防警報河川や水位周知河川の指定については、危機管理型水位計の運用実績等により、指定の適否を判断し、2022年度以降の計画への位置付けについて検討していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 2

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 公共交通の確保と充実について  (1)バス路線の維持確保について  公共交通は、通院、通学等沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の増加や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤です。  三陸沿岸地域の復旧・復興には、持続可能な公共交通体系の確保・構築が重要であることから、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) バス路線の維持確保について  公共交通は、人口減少やマイカーの普及などにより利用者数が低迷を続けており、その中で住民の足をいかに確保し、維持していくかが喫緊の課題となっています。  東日本大震災後には、復旧・復興の状況や市民のニーズの変化に対応するため、運行経路の見直しやバス停の新設などを行いながら路線バスを運行してきました。  仮設住宅等を経由する路線バスの運行経費については、国庫補助事業の被災地特例により補助要件が緩和されてきましたが、被災地特例措置は令和2年度で終了することとされています。  つきましては、幹線バス路線の維持確保のため、県単補助（地域バス交通支援事業費補助金）の地域の実情に応じた柔軟な運用及び補助上限額の拡大を要望します。  また、被災地特例終了後の新たな財政支援策を講じるよう、引き続き国に対し強く働きかけるよう要望します。（B）</p>	<p>幹線バス路線の維持確保のため、県では昨年度「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むこととしています。  国庫補助路線については、被災地特例における災害公営住宅経由路線への適用の拡大や、継続について国に対し要望を行っているところですが、国の方針は明らかになっていないところです。  令和元年度は、地域内公共交通構築検討会を新たに設置し、国庫補助における被災地特例等が終了した場合の県単補助の措置を含め、市町村への支援のあり方等について検討してきたところであり、令和2年度に補助路線の代替交通への補助事業を新設する予定としています。また、激変緩和措置の延長については、国に対し引き続き要望を継続しつつ、国の対応方針が明らかになるのを見定めた上で、仮に延長がない場合には、速やかに地域公共交通ネットワークの維持確保を図る観点から検討を行い、必要な予算確保に努めます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 公共交通の確保と充実について  (2)被災地における通学交通費の負担軽減の延長について  2 公共交通の確保と充実について</p> <p>公共交通は、通院、通学等沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の増加や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤です。  三陸沿岸地域の復旧・復興には、持続可能な公共交通体系の確保・構築が重要であることから、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(2)被災地における通学交通費の負担軽減の延長について  児童、生徒の通学交通費は、子育て家庭にとって経済的に大きな負担となっています。  岩手県では、平成30年4月から、いわての学び希望基金を活用し通学定期券の購入割引を行っており、子育て家庭の負担軽減や公共交通機関の利用促進に大きな成果をあげています。  この割引制度は、令和2年度までの3年間とされており、制度終了後の通学交通費の負担増が危惧されています。つきましては、被災地における児童、生徒の教育環境の充実を図るため、負担軽減期間を延長いただくよう要望します。</p>	<p>いわての学び希望基金を活用した通学定期券の負担軽減支援事業は、令和2年度までとなっていることから、被災地における通学利用の実態や事業実施による経済的負担の軽減効果等を踏まえ、今後、事業延長の適否を検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について (1)フェリー航路に関する取り組み強化について(藤原地区) 宮古港は、当市発展の根幹となる最も重要な社会資本の一つであり、海上物流及び観光・交流の拠点であります。つきましては、東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため、次の事項について要望します。</p> <p>記 (1)フェリー航路に関する取り組み強化について(藤原地区) 平成30年6月22日に開設した宮古・室蘭フェリー定期航路は、貨物の利用促進が課題となっています。つきましては、ポートセールス活動の強化をはじめ、就航率向上のための港内の環境整備とターミナルビルの利便性の一層の向上を要望します。</p>	<p>フェリー航路を活用した貨物の利用促進に向けて、県では、これまで県内企業等の北海道との取引の状況や宮古・室蘭フェリーの利用可能性等の把握に努めるとともに、大手物流事業者や業界団体へのフェリー航路のPRなどを実施してきたところです。今年度は、岩手県内から関東・東海にかけて運行する自動車関連物流企業の大型トラック2台に「宮古・室蘭フェリー航路」のPRラッピングを施すことや貴市等と連携して利用者による評価を収集する「物流効果等実証事業」の実施結果を踏まえた改善を行うとともに、引き続き、貨物の利用促進に向けて、県内外の企業等へフェリー航路の利用を働きかけていきます。(A) また、就航率向上のための港内の環境整備については、平成30年11月から係留補助装置の導入により、安定した接岸が可能となるなど、一定の効果を上げているところですが、今後も、港湾計画の改訂の中で、静穏度の向上などを含め、検討していきます。(B) ターミナルビルの利便性の向上については、利用者からの要望等を踏まえ、令和元年8月7日から、1階一般利用エリアのホール及びトイレの24時間開放を行っています。(A) 今後も、貴市及びフェリー運航会社をはじめ、宮古港フェリー利用促進協議会構成員等としっかり連携し、ターミナルビルの利便性向上への取組を着実に進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 2 B : 1
<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について (2)耐震強化岸壁整備の事業化について(藤原地区) 宮古港は、当市発展の根幹となる最も重要な社会資本の一つであり、海上物流及び観光・交流の拠点であります。つきましては、東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため、次の事項について要望します。</p> <p>記 (2)耐震強化岸壁整備の事業化について(藤原地区) 災害時における海上からの緊急支援輸送は極めて重要であり、港湾の災害対応力を十分に発揮するためには地震に強い耐震強化岸壁の整備が必要です。つきましては、当市の復旧・復興における港湾整備の重要性をご理解いただき、整備の事業化を強く要望します。</p>	<p>県においても、大規模災害時等における海上からの緊急支援輸送は極めて重要であり、その根幹をなす港湾施設の機能を十分に発揮するためには、地震に強い耐震強化岸壁の整備が必要と認識しています。 宮古港で平成12年度に改訂した宮古港港湾計画において、藤原地区水深10m岸壁を耐震強化岸壁の整備予定箇所として位置付けていますが、平成30年6月の宮古・室蘭フェリーの就航など、宮古港の利用形態が変わってきていることを踏まえ、港湾計画の改定と併せて耐震強化岸壁の事業化に向けて検討していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について (3)外国大型クルーズ船誘致と受入態勢整備促進について 宮古港は、当市発展の根幹となる最も重要な社会資本の一つであり、海上物流及び観光・交流の拠点であります。つきましては、東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>(3) 外国大型クルーズ船誘致と受入態勢整備促進について 平成31年4月25日に寄港したダイヤモンド・プリンセスによる効果は広域市町村に及び、地域の復興に大きく寄与するものです。つきましては、外国大型クルーズ船乗客の受入態勢を強化するとともに、引き続きクルーズ船社への誘致をより一層、強力に進めるよう要望します。</p>	<p>宮古港における外国大型クルーズ船の受入については、令和元年4月のダイヤモンド・プリンセスの寄港に当たり、貴市や関係機関と役割分担を調整した上で、相互に連携しながら、保安・警備体制の整備や津波避難マニュアル策定等の受入準備を進め、寄港当日は多数の警備員や通訳をふ頭に配置するなど万全を期したところと見られます。来年度も同船を含む外国大型クルーズ船が3回寄港する予定であることから、引き続き、貴市や関係機関と連携しながら、十分な受入態勢の確保に努めていきます。(A)</p> <p>また、外国大型クルーズ船の誘致については、引き続き、貴市や関係機関と連携して、クルーズ船社への訪問やクルーズ船社の視察受入れ、寄港誘致商談会への参加などにより、クルーズ船社に対して宮古港への寄港を働き掛けていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A：2
<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について (4)宮古港出崎地区の整備促進について(出崎地区)</p> <p>宮古港は、当市発展の根幹となる最も重要な社会資本の一つであり、海上物流及び観光・交流の拠点であります。つきましては、東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>(4) 宮古港出崎地区の整備促進について(出崎地区) 宮古港出崎地区は、「みなとオアシス」「道の駅」に登録認定されています。つきましては、この立地環境を活かした「賑わい空間」、「海陸交通拠点」、「親水アメニティ」機能の向上を図り、地域振興に寄与する、同地区の埋め立て等の早期整備を要望します。また、利活用計画の策定につきましては、市も参画のうえ、早急に進めることを要望します。</p>	<p>出崎地区では、浄土ヶ浜など湾内を周遊する遊覧船の利用を想定して、防波堤、護岸、水深4m物揚場及び緑地の整備を進めています。</p> <p>事業の進捗状況は、平成26年度に防波堤及び先端部の護岸が概ね完了し、平成27年度には水深4m物揚場及び緑地護岸の整備に着手しています。今年度は両施設の本体ブロックの製作・据付及び一部埋立工事を実施することとしており、引き続き早期完成を目指して整備を進めていきます。(A)</p> <p>また、出崎地区の利活用計画については、今年7月に設置した「宮古港出崎地区緑地検討委員会」の中で、出崎地区が魅力的な賑わい空間を創出するエリアとなるよう、貴市や遊覧船運行事業者等と協議しながら整備方針等を検討していきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A：2

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について  (1) 国道340号「宮古～岩泉間」未整備区間（和井内～押角トンネル間）の早期事業化及び押角トンネルの早期完成について  復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。  つきましては、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（1） 国道340号「宮古～岩泉間」未整備区間（和井内～押角トンネル間）の早期事業化及び押角トンネルの早期完成について  国道340号宮古岩泉間は、宮古市と岩泉町の内陸部を結ぶ唯一の幹線道路であるとともに、JR岩泉線の廃止に伴う代替バス路線として極めて重要な役割を担う路線です。  つきましては、和井内地区から押角トンネル間の令和2年度の新規事業化及び押角トンネルの早期完成を要望します。</p>	<p>国道340号「宮古～岩泉間」の未整備区間については、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しており、まずは早期の事業効果が見込まれる押角峠工区から接続する宮古側約2kmの区間について、令和2年度は現地測量・設計に着手予定です。(B)  また、押角トンネルの早期完成については、平成26年度にトンネル整備を含めた3.7km区間を「押角峠」として事業化し、令和元年度はトンネル舗装や設備工事を進め、令和2年度の完成に向けて引き続き整備推進に努めていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1 B : 1
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について  (2) 現国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善について  復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。  つきましては、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（2） 現国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善について  現在工事中の宮古盛岡横断道路において茂市インターから岩泉方面へ向かうには、茂市インター～市道廻立線～現国道106号～国道340号というルートが想定されていますが、市道廻立線から現国道106号の出入り口は、幅員が狭いうえ、取り付け角度が急なことから、たびたび交通事故が発生しています。  現在でも多くの大型工事車両が通行しており、道路完成後においても交通量の増加が見込まれることから、宮古盛岡横断道路工事の進捗を見ながら、①市道廻立線と現国道106号の取り付けを改良されることを要望します。</p>	<p>国道106号と市道廻立（マワタチ）線の交差点については、早期の事業化は難しい状況ですが、国において進められている宮古盛岡横断道路（宮古～箱石）と密接に関連することから、国の動向を注視しながら必要な検討を進めていきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 1



## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について (3)主要地方道重茂半島線の早期完成について 復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(3) 主要地方道重茂半島線の早期完成について 主要地方道重茂半島線は、重茂半島を巡る唯一の幹線道路です。重茂地区住民の生活と産業経済活動の基盤となる重要な路線であるとともに、救急自動車等の搬送路及び災害時の救援道路として極めて重要な「命を守る道路」です。 つきましては、着工箇所の整備促進を図り、令和元年度内の確実な全線供用開始を要望します。 また、現在着手している工区以外の区間についても、カーブが連続し狭隘な箇所が多くあります。安全で円滑な交通の確保のために、全線にわたる改良を要望します。</p>	<p>主要地方道重茂半島線については、地域の産業・経済活動や日常生活を支える重要な路線であり、また災害時において緊急輸送を担う路線でもあることから、交通の隘路区間を解消するとともに、津波による浸水区域を回避するため、堀内～津軽石地区、熊の平～堀内地区、里地区、千鶏地区、石浜地区、川代地区及び大沢～浜川目地区の7地区について平成24年度に事業着手したところです。</p> <p>なお、昨年度までに堀内～津軽石地区のほか3地区で供用開始となったほか、令和元年度は、台風第19号による完成時期の延伸はあるものの、残る里地区、石浜地区、大沢～浜川目地区で工事を推進し、早期供用に向け整備推進に努めていきます。(A) 現在着手している工区以外の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1 C : 1
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について (4)主要地方道紫波江繫線、大槌小国線及び土坂トンネルの早期事業化について 復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(4) 主要地方道紫波江繫線、大槌小国線及び土坂トンネルの早期事業化について 主要地方道紫波江繫線並びに大槌小国線は、県内陸部から早池峰国立公園を経て三陸復興国立公園を結ぶ重要な路線です。 2路線の整備は、県内における高速交通網の効果をより一層波及させるとともに、地域の産業経済の発展、資源開発や観光開発にも寄与するなど、地域の発展につながることから、紫波江繫線並びに大槌小国線の早期事業化を要望します。 特に、宮古市江繫「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備と②宮古市小国（道又）～大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル化」の早期事業化を要望します。</p>	<p>主要地方道紫波江繫線（大畑地区～タイマグラ地区間）については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>主要地方道大槌小国線の土坂トンネルを含む区間については、平成18年度に600mの現道拡幅を完了し、残りの500mについては平成31年2月に工事が完了したところです。</p> <p>トンネルを含む残りの区間の整備については、急峻な地形であり大規模な事業が想定されることから、より慎重な検討が必要であると考えており、事業の必要性や重要性、緊急性等を考慮するとともに、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、更には整備が進む復興道路等や国道340号の整備を踏まえた道路ネットワークの状況等も考慮しながら、総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について (5)主要地方道宮古岩泉線の整備促進について 復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(5) 主要地方道宮古岩泉線の整備促進について 主要地方道宮古岩泉線は、国道45号の西側に位置し、国道106号（宮古市上鼻）から宮古駅付近を經由し、国道455号（岩泉町乙茂）までの内陸部を結ぶ道路です。 東日本大震災の際には、寸断された国道45号の迂回路として利用されましたが、一部区間においては、幅員が狭く、急勾配、急カーブが連続しており、安全な通行が困難な状況にあります。 つきましては、特に通行が困難な宮園団地から箱石地区を經由し田代地区に至る延長約11kmの区間について、整備計画を策定し、整備促進を図るよう要望します。</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線（宮園団地～箱石地区～田代地区間）については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 (C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C：1
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について (6)宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入について 復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(6) 宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入について 宮古盛岡横断道路は、当市と盛岡市を最短時間で連結する重要な道路であるとともに、国道46号と連結し、太平洋沿岸の都市と県都盛岡市、日本海沿岸の主要都市秋田市を結ぶ、北東北を横断する主要な幹線道路です。 つきましては、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるために、国道46号と併せて、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理すべく、宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入を国に対して強く働きかけるよう要望します。</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び宮古盛岡横断道路等の内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。 一般国道106号を指定区間に編入し、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて国に対し強く働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について (7)国道340号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について 復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。 記</p> <p>(7) 国道340号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について 平成30年11月に、宮古市と遠野市を結ぶ国道340号立丸峠工区が全線開通し、移動距離・時間が短縮されたことに伴い、交通量が増加しています。 しかし、整備された立丸峠トンネル周辺は、長距離に渡り、携帯電話不感エリアとなっており、緊急時の連絡手段として至急全線にわたるエリア化が求められています。 つきましては、携帯電話不感エリアの早期解消に向け、通信事業者への働きかけや早期事業化について支援していただくよう要望します。</p>	<p>県では、通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、携帯電話などの情報通信基盤の設備投資を促進するため、通信事業者に対して事業者自らによる整備を進めるよう働きかけを行うとともに、国に対し、県の政府予算要望及び全国知事会による要望を通じて、通信事業者が行う情報通信基盤の整備を支援制度の対象とするよう要望しています。 今後も引き続き、国に対し支援制度の拡充等について要望するとともに、通信事業者に対して働きかけを行っていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
<p>5 観光の振興について (1)日本ジオパークの再認定に向けた推進体制の強化について 昨年6月に宮古・室蘭間フェリー定期航路が開設されました。令和2年度には今年度に引き続き外国大型クルーズ船の寄港や復興道路及び復興支援道路の整備完了が見込まれます。 つきましては、観光の振興を図るため、次の事項について要望します。 記</p> <p>(1) 日本ジオパークへの再認定に向けた推進体制の強化について 平成25年に日本ジオパークに認定された「三陸ジオパーク」は、平成29年12月22日の日本ジオパーク委員会の再認定審査において「条件付き再認定」となりました。 今後、日本ジオパークの認定更新に向けて、日本ジオパーク委員会から指摘された課題の解決が必要です。 全市町村が一体となって、日本ジオパークの再認定に向けた取り組みができるよう、引き続き、岩手県が三陸ジオパーク推進協議会の事務局を担い、これを中心とする事業の推進体制を強化するよう強く要望します。</p>	<p>(1) 日本ジオパークへの再認定に向けた推進体制の強化について 三陸ジオパークの推進は、沿岸被災地における復興のシンボルの一つであり、「いわて県民計画(2019~2028)」においても、三陸防災復興ゾーンプロジェクトの重要な柱と位置づけているところです。 これまでに各市町村単位の地域協議会や広域ブロック会議が設立され、三陸ジオパーク推進協議会の運営体制が強化されたところです。また、県においては、引き続き三陸ジオパーク推進協議会の事務局を担い、昨年度同様、今年度も三陸ジオパーク推進協議会事務局の職員を増員するなど、推進体制を強化しているところです。 今後も市町村や関係団体等と連携を図りながら取組を推進していきます。 (B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部, 経営企画部	B : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 観光の振興について (2)インバウンド観光客に対する支援策の拡充について 昨年6月に宮古・室蘭間フェリー定期航路が開設されました。令和2年度には今年度に引き続き外国大型クルーズ船の寄港や復興道路及び復興支援道路の整備完了が見込まれます。つきましては、観光の振興を図るため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(2) インバウンド観光客に対する支援策の拡充について 北海道や訪日観光客等をターゲットに、岩手県、市町村、観光事業者、交通事業者が一体となった、広域的な観光プロモーションの枠組みづくりの推進と受入体制の整備に対する支援策が必要となっています。つきましては、市町村や関係事業者等がプロモーションに参画できる仕組みづくりを要望します。また、広域的な受入体制の整備に向けた、各事業者に対する環境整備に関する支援制度について、複数の事業メニューを活用できるように制度の拡充を要望します。</p>	<p>県では、県・市町村及び民間事業者等で構成する「いわて観光キャンペーン推進協議会」に、平成29年度、DMO推進部会とインバウンド推進部会を設置し、市町村・関係団体・企業等に幅広く参画を呼び掛けています。DMO推進部会においては、三陸DMOセンターと連携したプロモーション等を行う市町村DMOの取組を支援するとともに、インバウンド推進部会においては、プロモーション等に関する情報の共有や市町村や関係事業者等と連携したプロモーション等を実施しているところです。</p> <p>また、観光関係事業者などが行う外国人の受入環境整備への支援事業は、同一年度内に複数回の応募も可能としているほか、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>釜石開催に対応するため、受入環境の診断と整備支援をパッケージで行う事業においては複数メニューの同時活用も可能としたところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村や観光関連団体等と連携しながら、外国人観光客のニーズに合わせた受入態勢整備の取組を進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1
<p>5 観光の振興について (3)自然歩道の改良等について 昨年6月に宮古・室蘭間フェリー定期航路が開設されました。令和2年度には今年度に引き続き外国大型クルーズ船の寄港や復興道路及び復興支援道路の整備完了が見込まれます。つきましては、観光の振興を図るため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(3) 自然歩道の改良等について 令和元年6月9日にみちのく潮風トレイルは全線開通し、県が所管する自然歩道の一部についてもみちのく潮風トレイルに指定されました。三陸沿岸の雄大な景観美や、それを活用した自然体験を観光資源として活用していくためには、自然歩道の安全確保が必要です。つきましては、全国からのトレイル利用者に、安全かつ快適にみちのく潮風トレイルを活用してもらうため、自然歩道の危険箇所等の改良を要望します。</p>	<p>自然公園等施設の整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>御要望の県所管の自然歩道については、現地確認のうえ、次期自然環境整備計画（令和2年度～6年度）に位置付け、整備に向け取り組みます。</p> <p>また、整備に要する費用に対して十分な予算の確保について国に要望しています。（B）</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 医療・福祉の充実について</p> <p>(1) 県立宮古病院の医師の確保等について</p> <p>市民が安全に安心して暮らすことができるよう、医療・福祉の充実を図ることは最も重要な課題の一つであります。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 県立宮古病院の医師の確保等について</p> <p>宮古地域で唯一の中核病院として、これまでも住民の命を守る重要な役割を果たしてきた県立宮古病院の勤務医及び看護師不足は、圏域住民の医療に対する不安に直接つながるものです。</p> <p>現在、宮古病院の血液内科、脳神経内科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科及び麻酔科は、常勤医が不在であり、非常勤医での対応となっています。また、小児科及び産婦人科の常勤医は年々減り、現在の診療体制の継続が難しくなることが予想される状況にあります。</p> <p>これらの診療科は、救急医療においても重要な役割を果たすことから、常勤の専門医の配置を強く要望します。</p> <p>また、宮古地域は、二次医療圏ごとの脳卒中死亡率が高く、特に女性は平成27年の年齢調整死亡率で県内ワースト1となっています。脳卒中は、発症後、直ちに病院に搬送し、適切な処置が必要であることから、患者の搬送体制や医療機関の体制が重要となります。</p> <p>このことから、救命率の向上及び後遺症の軽減のため、ドクターヘリを増機するなど搬送体制の強化を要望します。</p> <p>また、宮古圏域の救命救急体制の整備を図るため、第三次救急医療施設として、県立宮古病院に救命救急センターを設置するなどの体制の拡充を要望します。</p>	<p>県立宮古病院の血液内科、脳神経内科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科及び麻酔科の常勤医師の配置については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元の大学において医師の絶対数が不足しており非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>また、小児科及び産婦人科の常勤医師についても、同様に派遣元の大学において医師の絶対数が不足しており、追加配置が困難な状況です。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入、奨学金養成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>本県ドクターヘリについては、平成24年度の導入後これまで円滑に運航されており、平成25年度からは北東北三県の広域連携による運行を開始し、県北沿岸地域における救急医療体制の強化を図っているところです。</p> <p>ドクターヘリの増機は、必要な医師、看護師のスタッフ確保などの課題があり困難ではありますが、今後とも、広域連携による運航を継続しながら、必要な救急医療体制の確保に努めていきます。(B)</p> <p>また、重篤救急患者の医療を確保する救命救急センターについては、当初、全国的に人口100万人に1か所を目途に整備が進められてきたものであり、本来は本県では2か所となるのですが、面積が広大で山間部が多い本県の地理的状況を考慮し、現在、盛岡市・久慈市・大船渡市の3か所に整備しているものです。救命救急センターの整備に当たっては、全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるという原則の下、専用病床の確保や医師・看護師など必要なスタッフの配置、施設・設備の整備など多くの基準が設けられています。医療従事者の不足が大きな課題となっている本県の現状に鑑みると、新たな救命救急センターの設置は難しい状況です。(D)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	B：2 D：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 医療・福祉の充実について (2)地域医療情報連携ネットワーク維持のための支援について 6 医療・福祉の充実について</p> <p>市民が安全に安心して暮らすことができるよう、医療・福祉の充実を図ることは最も重要な課題の一つであります。 つきましては、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(2) 地域医療情報連携ネットワーク維持のための支援について 「みやこサーモンケアネット」は、宮古市の持つ限られた医療・介護資源を有効・効率的に活用するため、情報通信技術（ICT）により医療・介護情報の共有化を図り、市民により質の高い医療・介護サービスを提供することを目的に構築された地域医療情報連携ネットワークシステムです。 平成25年7月に運用が開始され、平成28年10月には、宮古圏域のネットワークとして広域化され、現在まで運用されています。 現在、同システムの運用開始から5年以上が経過し、サーバ機器等の更新が必要な時期を迎えています。 サーバ機器等の更新には多額の費用が見込まれ、参加医療機関等や構成市町村の負担が大きくなることが課題となっています。 つきましては、同ネットワークシステムの更新費用について、支援していただくよう要望します。</p>	<p>みやこサーモンケアネットの整備については、医療の復興計画に基づき、運営計画の確認や必要な情報提供等を行うとともに、システム導入事業に対し、県としても、県の一般財源のほか、地域医療再生基金や地域医療介護総合確保基金を活用して支援を行ってきたものです。</p> <p>県内の他の導入圏域と同様、システムの導入時において、導入費用については補助することとし、一方、システムの更新費用は補助対象とはならないものとして支援してきた経緯があることから、更新費用については協議会等構成員による協議による検討をお願いします。</p> <p>なお、すでに運用されているシステムの維持・管理費用やサーバ更新費用については、地域医療介護総合確保基金においても充当できないこととされているところです。</p> <p>県としては、地域のニーズに応じたネットワークの活用促進や効率的な運用を通じた在宅医療の促進が必要と考えていることから、今後ともネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	C：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 医療・福祉の充実について  (3) 中学生までの医療費助成制度の拡大について  市民が安全に安心して暮らすことができるよう、医療・福祉の充実を図ることは最も重要な課題の一つであります。つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>記  (3) 中学生までの医療費助成制度の拡大について  子どもの医療費は、子育て家庭にとって経済的に大きな負担となっています。このことから、県内全ての市町村が、独自施策として中学生以上までを対象年齢とする医療費助成を行っております。現在、岩手県では、対象年齢を小学生(入院)までとする医療費助成を行っていますが、近年、市町村の取り組みに呼応し、都道府県の施策として医療費助成の対象を拡大する動きが全国的に広がりを見せています。つきましては、県の医療費助成について、対象年齢を中学生まで拡大するよう要望します。併せて、全国一律のこども医療費助成の制度創設を、引き続き国に対し強く働きかけるよう要望します。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。</p> <p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を中学生まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、対象者の範囲を中学校卒業まで拡充した場合、多額の財源を確保する必要があると、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p> <p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであり、これまで、県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたほか、全国知事会からも同様の要望を行っております。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1 C : 1
<p>7 教育環境の整備について  (1) スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの増員について  「教育立市」を施策の柱の一つとして、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいるところです。児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>記  (1) スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの増員について  東日本大震災による家庭環境の変化に加え、いじめや不登校となる要因の複雑化など様々な問題が発生し、学校からの訪問要請や家庭及び関係機関との連絡・相談にかかる調整の要望が増加しているため、対応回数や時間の確保が困難になっています。つきましては、カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーのさらなる増員とその人材確保について引き続き強く要望します。</p>	<p>スクールカウンセラー(以下「SC」という。)については、学校への配置に加え、沿岸部の教育事務所に県外臨床心理士を含む巡回型カウンセラー、スーパーバイザーを配置し重層的な体制を講じています。</p> <p>スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)については、家庭環境等を原因とする問題行動への対応などニーズが高まっており、SSWが管内を巡回し複数の学校に対応するなど、実態に応じた運用ができるよう全教育事務所に合計18人を配置しています。</p> <p>SC及びSSWについては「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し国の全面的な財政支援を受け事業を実施しており、引き続き国に対し切れ目のない支援を要望していきます。</p> <p>また、SCについては県臨床心理士会、SSWについては県社会福祉士会と連携しながら人材の確保に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 教育環境の整備について            (2)指導主事の定数維持について            「教育立市」を施策の柱の一つとして、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいるところです。            児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(2) 指導主事の定数維持について            いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応などの複雑化・多様化した教育課題への対応及び学習指導要領改訂に伴う対応のため、指導主事の果たす役割がますます重要となっています。            つきましては、指導主事の現状の配置数が維持されるよう要望します。</p>	<p>指導主事の配置については、全県的に市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度において全市町村に各1人配置し、学校数・学級数等が大きい市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところであり、宮古市については、2人の複数配置としているところです。            令和2年度以降の配置については、各市町村の状況、国庫負担定数の措置状況を踏まえつつ、検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1
<p>7 教育環境の整備について            (3)英語教育専科教員の加配措置等の教育環境整備について            「教育立市」を施策の柱の一つとして、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいるところです。            児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(3) 英語教育専科教員の加配措置等の教育環境整備について            文部科学省から示された「グローバル化に対応した英語教育改革」を全面実施するために、高度な英語指導力を備えた人材を確保することが急務となっています。            つきましては、小学校英語の本格導入に向けて、小学校英語教育専科教員のさらなる加配措置等の環境整備について早急に進めるよう要望します。</p>	<p>平成30年度から、学校の指導体制の充実を目指し、小学校英語専科教員を配置しています。            令和元年度は、加配定数を活用して小学校英語専科加配教員を拠点校、訪問校に合わせて40校・16名配置しているところです。            今後も、児童の英語教育の充実に向けて、市町村の要望を踏まえながら小学校英語専科加配教員の配置に努めるとともに、国に対し、「新たな定数改善計画の策定」の早期実施と併せて、加配定数の拡充についても、引き続き要望していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1



## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 教育環境の整備について</p> <p>(4)岩手県立宮古水産高等学校への養殖科の新設について 「教育立市」を施策の柱の一つとして、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいるところです。 児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(4)岩手県立宮古水産高等学校への養殖科の新設について 養殖漁業就業者の減少と高齢化が進行しており、生産量の減少が懸念されています。 当市では、新規就業者に対する支援事業を行い、担い手の確保に努めてきましたが、新規就業者が独り立ちするまでには、多くの経験による技術の習得が必要になります。担い手の育成には、高等学校で専門的な技術を習得できる環境の整備が有効です。 つきましては、養殖漁業の担い手を育成するため、岩手県立宮古水産高等学校に養殖科を新設するよう要望します。</p>	<p>宮古水産高校については、学科改編により、平成31年度入学生から水産学科の海洋生産科及び家庭学科の食物科の2学科としたところです。海洋生産科では2年生から船舶運航コース及び食品資源コースのコース制をとっており、食品資源コースでは、水産業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、販売に関する科目を幅広く学習する中で、栽培漁業（増殖・養殖）等に関する専門分野の基礎的な知識と技術についても、教育を行うこととしています。</p> <p>本県の沿岸漁業を支える養殖業の人材育成は、重要な課題と認識しておりますが、新しい学科の設置については、中学生の進路希望状況、卒業後の進路、地域の産業構造や人材のニーズ及び、産業施策の方向性等、様々な観点からの検討が必要であり、多くの課題があるものと認識しています。今後とも、栽培漁業を担う人材の育成については、引き続き取り組んでいきたいと考えています。(C)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	C：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(1) 鳥獣被害防止対策の推進について</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 鳥獣被害防止対策の推進について</p> <p>鳥獣被害防止対策事業として、農業者を対象に電気牧柵の導入費を補助するとともに鳥獣被害対策実施隊を組織し被害防止対策を講じた結果、農作物被害額は前年よりも減っているものの、これまで被害が少なかった地域から被害報告が増加すると見込まれます。</p> <p>また、農業被害のみならず人身被害の恐れもあるツキノワグマの目撃情報が依然多く寄せられています。幸い住民の人身被害の発生には至っていませんが、建物の扉を壊して侵入するなど、いつ発生してもおかしくない状況です。また、近隣町村でイノシシが捕獲されており、今後当市においても目撃情報もあり、今後、農業被害、さらに人身被害の発生が懸念されます。</p> <p>つきましては、鳥獣個体数の適正管理施策の強化、農作物被害拡大防止対策、関係諸団体の育成及び狩猟従事者の確保について、県が主導的・積極的に取り組むとともに、地域の実情を反映した制度や十分な予算の確保、鳥獣行政にかかる省庁間の連携の強化について、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>鳥獣個体数の適正管理施策の強化については、イノシシの狩猟期間の延長等の規制緩和を実施するなど狩猟期間中による捕獲を促進するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組み、全県における捕獲を強化しています。また、ツキノワグマについて事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可の実施などを行っており、本年度においても特例許可の適用期間を延長するとともに、全県の事前配分数を増加したところです。</p> <p>(A)</p> <p>野生鳥獣による農作物被害の拡大防止には、野生鳥獣から農作物を守り、さらに集落に寄せ付けない対策を総合的に実施していくことが重要であり、各市町村の鳥獣被害防止計画が着実に推進されるよう有害捕獲や侵入防止柵設置等を支援しており、更に令和元年度からは地域経営推進費を活用し、管内の被害拡大防止に向けた地域ぐるみ対策を支援する「宮古型地域ぐるみ鳥獣対策事業」（意識醸成のための説明会開催、放任果樹・農作物残渣除去を促すためのポスター配布、捕獲支援隊の取組推進など）を実施しています。(A)</p> <p>関係諸団体の育成及び狩猟従事者の確保については、捕獲の担い手となる狩猟者の確保及び育成の支援として、狩猟免許試験の予備講習会を開催するとともに、「捕獲の担い手研修会」を開催することなどにより、新規狩猟者の確保と狩猟初心者の技術向上の支援に取り組んでいきます。(A)</p> <p>また、県では「指定管理鳥獣捕獲等事業」及び「鳥獣被害防止総合支援事業」について、必要な財政措置を継続するよう国に対し要望しているほか、全国知事会等を通じて政策要望を行っており、引き続き、実態を踏まえ必要な要望を行っていきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、農林部	A：3 B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(2) 永続的で適切な漁業資源管理について</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(2) 永続的で適切な漁業資源管理について</p> <p>三陸沿岸地域は、リアス式海岸特有の地形や親潮と黒潮が交差する海流により、豊かな水産資源を有する世界有数の漁場として、水産業が盛んに営まれています。</p> <p>しかし、近年は、三陸沿岸の主要魚種である、サケ・サンマ・スルメイカなどの漁獲量が極端に減少しており、地域経済に大きな影響を及ぼしております。</p> <p>漁業資源の減少の要因としては、海洋環境や温暖化などの気候変動も要因と言われております。</p> <p>つきましては、永続的で適切な漁業資源の管理について、調査・研究を充実するとともに、漁業経営や地域経済の安定化を図る施策についてさらに強化するよう国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>漁業資源管理に係る調査研究の充実については、サケ資源の減少が北海道及び本州太平洋沿岸でも確認されていることから、北洋海域を含めた回遊経路における稚魚の減耗要因について、より広域的な調査の充実を国に要望しています。また、サンマ、スルメイカ等の主要魚種については、国が水産資源の適切な保存・管理を行うために魚種ごとに年間漁獲可能量を定める公的規制である漁獲可能量（TAC）制度の下、国と関係する都道府県が連携して調査・研究に取り組んでおり、資源評価や漁況予測の精度向上のため、国等との連携を一層強めていきます。</p> <p>漁業経営安定化を図る施策の強化については、漁業者に対し、資源管理に取り組んで減収した場合に補てんされる資源管理・漁業収入安定対策事業や、燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てんされる漁業経営セーフティーネット構築事業の導入を促していきます。</p> <p>また、地域経済の安定化に関しては、水産加工業に対する原料調達のかかり増し経費を助成する国の制度があるものの、助成要件が厳しいことから、要件の緩和を国に要望しています。さらに、水産加工業者に対し、水揚げ情報や漁況予報の発信、加工原料の多様化に関する助言を行うとともに、代替原料の確保や高付加価値商品の生産、国の支援制度の活用を支援していきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振興局	水産部	B：1
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(3) 防災集団移転促進事業移転元地の利活用に向けた支援について</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(3) 防災集団移転促進事業移転元地の利活用に向けた支援について</p> <p>防災集団移転促進事業における移転元地については、市内各地区において散在している状況であり、今後、更に利活用を進めるとともに、効率的な維持管理を行うためには、土地の集約は必要不可欠です。</p> <p>つきましては、土地利用計画に基づく事業に係る復興交付金制度の柔軟な運用について、引き続き国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>県としても、移転元地の利活用は、被災市町村のまちづくり推進のための最重要課題であるとともに、安全上、衛生上、維持管理の観点からも重要な課題と認識しています。このため、防災集団移転促進事業連絡会議や市町村との個別の意見交換により、土地活用の検討状況などの情報共有と課題の把握に努めているところです。</p> <p>平成29年度には、市町村における検討に活用していただくために移転元地に係る活用事例集を配付し、併せて活用が困難となっている移転元地の現状を復興庁に説明するとともに、平成30年度からは移転元地の利活用要望箇所や既存事業による整地及び基礎撤去の検討状況を市町村からお聞きして、個別箇所ごとに利活用に向けた取組を支援しているところです。</p> <p>また、令和2年度政府予算提言・要望においては、移転元地の集約や整地等についても復興交付金の活用を認めていただくよう、要望したところであり、今後とも、移転元地の利活用促進のための積極的な支援を国に強く働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(4) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害福祉サービス等利用者の一部負担金・利用料負担金の免除措置への財政支援について</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(4) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害福祉サービス等利用者の一部負担金・利用料負担金の免除措置への財政支援について</p> <p>東日本大震災や台風第10号の被災者は、自宅が流失するなど大きな経済的損失を被っており、引き続き生活支援が必要な被災者もいます。</p> <p>このことから、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び障がい福祉サービス等における一部負担金等の免除措置は、対象者を限定しながらも継続する必要があると考えます。</p> <p>一方で、一部負担金・利用料負担金の免除措置には市町村負担が生じているため、各事業の財政運営に大きな影響を与えており、将来的な保険料等の上昇につながる懸念があります。</p> <p>つきましては、当該一部負担金等の免除措置に必要な財源の全額を国庫負担とすることについて、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>これまで財政支援の継続にあたっては、災害公営住宅の整備状況など被災地の生活環境や被災者の受療状況等を総合的に勘案しつつ、市町村の意向を踏まえて、毎年度判断してきたところであります。</p> <p>いまだに多くの被災者が、応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面で不安を抱えている状況を考慮し、被災者の健康面、経済面での不安を解消し、医療や介護サービス等を受けられる機会を確保するため、令和2年においても、これまでと同様の財政支援を継続します。(A)</p> <p>なお、国の財政措置に関しては、県としても、震災直後に行われていたような全額財政措置を行うよう、国に対し継続して求めてきたところではありますが、国民健康保険等に関連する他の財政措置の状況などを踏まえると、その実現は難しいと考えています。(C)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 C : 1

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について</p> <p>(5) 国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化について 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(5) 国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化について 国民健康保険は、被用者保険や後期高齢者医療制度に加入していない者が加入する仕組となっており、低所得者層が多い、高齢者が多く一人当たり医療費が高いという構造的な課題を抱えています。</p> <p>これらの課題への対応策として、前期高齢者に係る財政調整制度や、国・県による定率負担、低所得者対策としての保険基盤安定制度などが実施されておりますが、国民健康保険と被用者保険間の一人当たり所得や医療費の格差が大きいため、国民健康保険の被保険者の保険料負担が重くなっています。</p> <p>また、医療費助成の現物給付に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置や、所得に関係なく被保険者の人数によって賦課される均等割保険料など、国民健康保険特有の仕組があり、被保険者の保険料負担増の一因となっています。</p> <p>特に、子どもに係る均等割保険料は、他の医療保険制度と異なり、子どもが増えると保険料が増える仕組みで、子育て世帯にとって大きな負担となっており、喫緊の国家的課題である少子化対策の観点からも、早急に改善する必要があります。</p> <p>つきましては、国民健康保険制度における諸課題に対応し、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、次の点を国に対し強く働きかけるよう要望します。</p> <p>記</p> <p>1 国民健康保険の構造的な課題に対応するため、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。</p> <p>2 保険料負担増の一因となっている医療費助成の現物給付に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全面的に廃止すること。</p> <p>3 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設すること。</p>	<p>1 国民健康保険に対する財政措置</p> <p>県では、国保制度改革に伴い、平成30年度以降、財政基盤の強化のために国において毎年実施することとされた約1,700億円の財政措置の拡充を、今後においても確実に実施するとともに、制度の構造的な課題を踏まえた将来にわたる持続可能な制度の確立や国民の保険料負担の平準化等に向けて、国庫負担率の引上げなど、様々な財政措置を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、政府予算提言・要望において国に要望しています。</p> <p>また、東日本大震災により被災した市町村の国保財政は、医療費の増加等により依然として厳しい状況にあることから、安定的な運営が図られるよう、調整交付金の増額や、国費による補填など、十分な財政措置を講じるよう、併せて、国に要望しています。(B)</p> <p>2 国庫負担減額調整措置の廃止</p> <p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にありますが、市町村等と協議のうえ、現物給付の対象を「未就学児」から「小学生」まで拡大したところです。</p> <p>現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の撤廃については、これまでも継続して国に要望してきたところであり、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付については、減額調整措置を行わないこととされました。</p> <p>今後とも、様々な機会を通じて、国に対する働きかけを行っていきます。(B)</p> <p>3 子どもに係る均等割保険料の軽減支援</p> <p>県としても、国民健康保険における「均等割」の課税が、子育て世代の保険料負担を重くしている実態があると認識しており、子育て支援や医療保険制度間の公平性の確保の観点から、子どもに係る均等割保険料の軽減措置を講ずるよう、政府予算提言・要望において国に要望しています。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 3

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について  (6) 廃校施設解体経費の財政支援について  東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>記  (6) 廃校施設解体経費の財政支援について  近年、当市小中学校では、児童・生徒の減少に伴い学校統廃合が進み、閉校となった学校施設が増えています。今後においても、統廃合が行われる見込みとなっています。統合による新築を伴わない廃校舎及び遊休施設となっている廃校舎の解体は、国庫補助事業の対象外となっており、多額な経費の財源確保が課題となっております。つきましては、廃校舎の解体経費にかかる財政支援について、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>廃校舎の解体に要する経費については、統合により新築する場合にあつては、新築事業の実施年度に行われる既存校舎棟の解体経費が国庫補助事業の対象とされています。</p> <p>一方で、廃校後活用が図られずに遊休施設となっている施設の除去（解体）事業に対する補助制度はありませんが、平成26年度から地方債の特例措置（資金手当て）が講じられており、平成29年度からその充当率が90%に引き上げられました。</p> <p>しかしながら、廃校施設の解体については、多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、遊休化している施設を含めた廃校施設の解体に係る財政支援制度の新設について、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1
<p>8 国に対する要望の強化について  (7) 被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続について  東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>記  (7) 被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続について  東日本大震災から8年を経た今も生活基盤が回復せず、就学が困難となっている世帯があります。住まいの再建は進んでいるものの、住宅ローンの負担に苦慮する世帯や、被災に伴う転職により収入減となる世帯が引き続き見込まれることから、被災児童生徒就学支援等事業を継続することについて、国に対し強く働きかけるよう要望します。また、台風第10号で被災したため、経済的に就学困難となっている児童生徒の保護者に対しても、東日本大震災の被災世帯と同様の就学支援を行うことを国に働きかけるよう要望します。</p>	<p>東日本大震災津波による壊滅的な被害により、いまだに経済的理由により就学に困難を来している幼児・児童・生徒が数多く在籍しており、市町村が行う就学援助事業に対し、平成23年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金により支援が行われてい</p> <p>ます。</p> <p>県としては、就学支援を必要とする幼児・児童・生徒が解消されるまで、当該交付金による財政措置を継続するよう引き続き国に要望していきます。（B）</p> <p>台風10号により被災した世帯への就学援助については、これまでも国に対し、東日本大震災津波に伴う就学援助と同様の財政措置を行うよう要望したところであり、今後も機会を捉えて働きかけを行っていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について  (8) 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置等について  東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。  記  (8) 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置等について  東日本大震災で被災した当市では、復興計画の完了に向けて復興事業の進捗を図るとともに、台風第10号の災害復旧に取り組んでいます。  甚大な被害からの復旧・復興には相当の期間と財源及び人材の確保が不可欠であり、引き続き当市の課題となっています。  つきましては、これまでと同様に継続的かつ安定的な財源と人材の確保に対する支援について、県が主導的、積極的に取り組むとともに、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>県では、東日本大震災津波及び平成28年台風第10号災害により多様な財政需要が生じていることを踏まえ、国に対し、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実等を要望するとともに、独自の支援として、平成28年台風第10号災害に係る早期の復旧・復興を支援するため、自由度の高い県単独の交付金を交付しました。  本年度も引き続き市との連携を密にし、復旧・復興事業に係る財政需要や市の財政状況等を適切に把握するとともに、国への要望も含め、必要な支援を検討していきます。</p> <p>人材の確保に対する支援については、各種派遣スキームの活用や県外自治体への直接要請、県による職員の派遣及び任期付職員の採用・派遣などに取り組んできました。  特に他自治体への働きかけについては、平成25年度から被災3県合同で県外自治体への直接要請を行い、継続した派遣を依頼しているほか、平成28年度からは県外自治体等を対象とした被災自治体視察事業を実施するなど、取組を強化してきたところです。  県としては、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組を強化するよう要望するとともに、引き続き被災市町村とも連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について (9) 河川の適切な維持管理のための財源措置について</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(9) 河川の適切な維持管理のための財源措置について 台風第10号の豪雨において、当市が管理する河川においても、刈屋川、岩穴川、北山川、矢田川及び小国川などの多くの河川が増水したことにより、決壊や氾濫が発生し、人家や道路等へ多くの被害がありました。</p> <p>近年、地球温暖化が原因と思われる豪雨災害等が多発している状況において、県内及び宮古地域の河川については、災害防止のために、河川等災害関連事業の着実な実施に加え、計画的な堆積土砂の浚渫等による河川管理が必要となります。</p> <p>広大な面積を有する当市において、適切な河川の維持管理を行うには、相当の財源が必要となります。</p> <p>つきましては、河川の適切な維持管理に必要な予算が確保できるよう、引続き積極的に、防災・安全交付金等による財政措置の拡充について働きかけるよう要望します。</p>	<p>県では、河川内の堆積土砂や立ち木の除去について、年次計画等に基づき計画的に実施しているところですが、平成28年8月の台風第10号災害など、近年全国各地で豪雨災害が発生しており、災害の予防的措置として、その重要性は増しているものと認識しています。</p> <p>このため、県では、大規模な洪水発生時に大量に堆積した河道の土砂撤去など、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置の継続を国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて働きかけていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1
<p>8 国に対する要望の強化について (10) 国土調査関係予算の確保について</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(10) 国土調査関係予算の確保について 地籍調査事業の成果は、公共事業を始め各種事業の土地に関する基礎資料として多方面に活用され、社会経済の発展に欠かせない重要なものとなっています。</p> <p>また、近年の頻発する自然災害や東日本大震災においては、復旧・復興の進捗に地籍調査の成果が大きな力を発揮しており、地籍調査の重要性が再認識されています。</p> <p>つきましては、大震災や頻発する豪雨災害等へ備えるとともに、山村部の土地境界の確認に必要な人証や物証が失われてきており、地籍調査を促進する必要があることから十分な予算を確保するよう要望します。</p>	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果があり、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能になるなど、その重要性が改めて認識されており、これまで、東北各県とも連携しながら、市町村からの要求に応え得る予算の確保に向け、国へ要望活動を実施しております。</p> <p>今年度においても、6月に県から国に対し、また、7月には東北ブロック国土調査推進連絡協議会を通じて、地籍整備関係予算の確保について要望を行ったところです。</p> <p>今後も関係機関と連携し、国へ必要な予算の確保を強く働きかけていきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B : 1